

## 地図の著作権の帰属が争われた事例

東京地方裁判所 平成26年12月18日判決  
平成22年(ワ)第38369号 著作権侵害差止請求事件

中 所 昌 司\*

**抄 録** 本件は、地図の著作権の帰属等が争われた事例である。一般に、著作物の作成に複数の者が関わった場合に、その権利帰属が問題となることがある。本件では、2つの地図の著作物について争われ、その1つ（本件江戸図）については原告の著作権が否定され、もう1つ（本件明治図）については原告の著作権が肯定された。

本稿では、本件判決の内容を紹介するとともに、地図の著作物性や複製・翻案の成否に関する他の判例や、民法709条の不法行為の要件などについても解説する。

現在、カーナビやスマートフォン向けなどのデジタル地図の分野が発展している。これらの分野でも、従来の紙の地図に関する判例や、本件判決などを参考にして、契約等により自らの著作権法上の保護を確保しつつ、他者の権利を侵害しないように、注意していく必要があると考える。

### 目 次

1. はじめに
2. 事案の概要
  2. 1 当事者等
  2. 2 江戸明治東京重ね地図の発行に至る経過
  2. 3 原告による本件各地図の利用
  2. 4 被告らの行為
3. 争 点
4. 裁判所の判断
  4. 1 争点(1)（本件江戸図の著作権の帰属）について
  4. 2 争点(2)（本件明治図の著作権の帰属）について
  4. 3 争点(3)（本件各地図の著作権侵害の有無等）について
  4. 4 争点(4)（原告に対する事業妨害の不法行為の成否）について
5. 検 討
  5. 1 地図の著作物性について
  5. 2 本件での著作権者の認定について
  5. 3 不法行為(民法709条)の成立要件について

### 6. おわりに

## 1. はじめに

本件は、地図の著作権の帰属等が争われた事例である。一般に、著作物の作成に複数の者が関わった場合に、その権利帰属が問題となることがある。本件では、2つの地図の著作物について争われ、その1つ（本件江戸図）については原告の著作権が否定され、もう1つ（本件明治図）については原告の著作権が肯定された。

本稿では、本件判決の内容を紹介するとともに、地図の著作物性や複製・翻案の成否に関する他の判例や、民法709条の不法行為の要件など、関連する基本事項についても解説する。

\* 弁護士（日本・カリフォルニア州）・弁理士（日本）  
Masashi CHUSHO

## 2. 事案の概要

本件は、「DVD-ROM BOOK for WINDOWS 三層 江戸明治東京重ね地図」に収録されている江戸地図（「本件江戸図」）及び明治地図（「本件明治図」）の著作権者であると主張する原告が、被告らが本件各地図（本件江戸図及び本件明治図の総称）を複製・翻案した行為が著作権侵害にあたること、被告X及び被告会社の代表者が訴外アルプス社に対して虚偽の通知書を送付して原告の事業を妨害した行為が不法行為に当たること、などを主張して、被告らに対し、損害賠償等を求めた事案である。

判決中、前提事実（争いのない事実及び容易に認定することができる事実）とされた事実は、以下のとおりである（本稿末尾の別表1参照）。

なお、以下に説明するように、本件の訴訟の対象となっている本件江戸図及び本件明治図は、原告が平成16年7月頃に発行した江戸明治東京重ね地図の一部である。この江戸明治東京重ね地図は、これに先立って原告が発行した江戸東京重ね地図とは区別されるものであるため、事案の把握にあたっては注意が必要である。

### 2. 1 当事者等

#### (1) 原告等

原告は、マルチメディアコンテンツの開発等を行うことを目的とする株式会社である。

原告は、江戸時代及び現代の東京の各地図を収録したCD-ROMを含む「CD-ROM版 江戸東京重ね地図」（「江戸東京重ね地図」）並びに本件各地図及び現代の東京の地図を収録したDVD-ROMを含む「DVD-ROM BOOK for WINDOWS 三層 江戸明治東京重ね地図」（「江戸明治東京重ね地図」）を発行した。

Yは、これらが発行した当時、原告の代表者であった。

#### (2) 被告ら

被告会社はアニメーション映像の制作等を目的とする特例有限会社である。被告X（個人）は書籍の装丁、イラストレーション、地図の下図の制作等を手掛ける者である。

被告会社は江戸東京重ね地図の制作に、被告Xは江戸東京重ね地図及び江戸明治東京重ね地図の制作に、それぞれ関与した。

### 2. 2 江戸明治東京重ね地図の発行に至る経過

株式会社朝日新聞社は、平成6年10月頃、「復元江戸情報地図」と題する書籍を発行した。同書籍には、被告Xが制作に関与した江戸時代の東京の地図を現代の東京の地図に重ね合わせた地図（「復元江戸図」）が掲載されている。

原告と被告らは、復元江戸図を利用して江戸時代と現代の東京の地図を重ねて表示することができるパソコン用の地図ソフトウェアを開発することを計画し、その資金を調達するため、原告の提案により、被告会社が申請事業者となって財団法人マルチメディアコンテンツ振興協会（「MMCA」）に事業申請をした。MMCAは、情報処理振興事業協会から、中小企業によるコンテンツ制作を支援する事業を委託されていた。MMCAと被告会社は、平成11年10月18日、被告会社がMMCAのために、江戸時代と現代の地図を重ね合わせる地図ソフトウェアを制作することを請け負う旨の開発請負契約を締結した。被告会社は、平成12年4月、MMCAに対し、地図ソフトウェア「江戸～東京デジタルマップ」（「MMCA版」）を納品した。

原告は、平成13年7月1日頃、江戸東京重ね地図（初版）を発行した。これは、江戸時代及び現代の東京の各地図をCD-ROMに収録し、これらをパソコンの画面上に重ね合わせて表示し、拡大縮小や時代間・地域間の移動等を行うことのできる地図ソフトウェアを含むものであ

り、平成15年10月頃に一部内容を改めたもの（「改訂版」）が発行された。

江戸東京重ね地図の江戸図は、被告会社が、①復元江戸図の版下データ又はその下図と、②復元江戸図に含まれないエリアについて被告Xが制作した下図（16面）をコンピュータに取り込んで作成したベクタデータを用いて作成した。

原告と被告Xは、平成14年11月1日付けで、被告Xが原告に対し、平成13年6月1日から5年間、原告が復元江戸図を江戸東京重ね地図に使用することを許諾することなどを内容とする契約（「本件第1契約」）を締結した。

また、原告と被告Xは、平成14年12月1日付けで、被告Xが原告に対し、同日から5年間、原告が復元江戸図を江戸明治東京重ね地図に使用することを許諾することなどを内容とする契約（「本件第2契約」）を締結した。

原告は、平成16年7月頃、江戸明治東京重ね地図を発行した。これは、本件江戸図、本件明治図及び現代の東京の地図をDVD-ROMに収録し、これらをパソコンの画面上に重ね合わせて表示し、拡大縮小や時代間・地域間の移動等を行うことのできる地図ソフトウェアを含むものである。

本件江戸図は、江戸東京重ね地図（改訂版）の江戸図を基に、一部修正するなどして制作された。

本件明治図は59面に分割して制作され、そのうちの29面は被告Xが作成した下図（色彩図及び文字図）を、19面は株式会社人文社が作成した下図を用いて制作された。残りの11面の下図は、当初は人文社が作成したが、その後被告Xが作成し直した（被告Xが作成した29面の色彩図及び被告Xが作成し直した11面の色彩図を併せて「本件色彩図」と称する。同様に、被告Xが作成した29面の文字図及び被告Xが作成し直した11面の文字図を併せて「本件文字図」と称する）。

## 2. 3 原告による本件各地図の利用

原告と財団法人東京都歴史文化財団は、平成16年3月17日、原告が東京都江戸東京博物館（「江戸博」）に江戸時代及び明治時代の地図を設置することを内容とする委託契約を締結した。原告は、同契約に基づいて本件江戸図及び本件明治図の拡大版を江戸博の床面に設置した。

原告及び人文社は、平成18年5月1日、ヤフー株式会社の子会社である株式会社アルプス社との間で、人文社がアルプス社に対し、ヤフーが提供するサービスに使用するため、原告が著作権を有するとされる本件各地図のデータを提供することを内容とするデータ使用許諾契約（「本件使用許諾契約」）を締結した。ヤフーは、平成19年1月から3月までの3か月間、上記データを利用した「Yahoo! 古地図」という名称のサービス（「本件サービス」）を提供した。

## 2. 4 被告らの行為

被告Xは、平成18年12月頃までに、ヤフー、人文社及びアルプス社に対し、人文社が本件使用許諾契約に基づき提供したデータにつき原告が何らの権利も有していないという内容の通知書を送付した。

被告らは、平成19年3月頃、原告が設置した上記の本件明治図の拡大版の代わりに、被告らを著作権者と表示した明治時代の地図を江戸博に設置した。

被告らは、不動産会社に対し、マンションの広告に使用するための江戸時代の地図データを交付した。同会社は、平成21年8月頃、マンションの広告に江戸時代の地図を付した。

被告らは、平成22年9月までに、書籍「大江戸探見」の著者に対し、同書籍に掲載するための江戸時代の地図データを交付した。

### 3. 争点

本件の争点は、以下のとおりであった。

- 争点 (1) 本件江戸図の著作権の帰属
- 争点 (2) 本件明治図の著作権の帰属
- 争点 (3) 本件各地図の著作権侵害の有無等
- 争点 (4) 原告に対する事業妨害の不法行為の成否
- 争点 (5) 弁護士費用の額

### 4. 裁判所の判断

裁判所は、上記の争点 (1)～(4) について、以下のように判断した。

#### 4. 1 争点(1)(本件江戸図の著作権の帰属)について

以下のとおり、裁判所は、本件江戸図について、原告の著作権を否定した。

本件江戸図の制作経過につき、原告は、Yないし原告の従業員が被告会社から受領した地図データを用いて江戸東京重ね地図(初版及び改訂版)の江戸図を制作し、更にこれを用いて本件江戸図を制作したと主張した。

これに対し、被告らは、被告会社が制作したMMCA版の江戸図がそのまま江戸東京重ね地図に収録され、被告Xがこれを基に本件江戸図を制作したと主張した。

そこで、裁判所は、原告の元代表者Y、被告会社の元代表者Z、被告Xの尋問も行い、本件江戸図の制作に関して、以下の事実を認定した。

すなわち、原告の元代表者Yないし原告の従業員(「Yら」)が、①被告会社から受領した地図データに、隣接するグリッド間のずれ及び現代図とのずれを補正し、文字情報を選択して掲載するという作業を加えて江戸東京重ね地図の初版の江戸図を作成し、②初版の江戸図に変更を加えて改訂版を作成し、③改訂版の江戸図に変更を加えて本件江戸図を完成させたこと、が

認定された。

しかしながら、裁判所は、上記のように認定されたYらの行為①～③のいずれについても、新たに表現上の創作性を付加したものとは認められないとして、原告による著作権取得の根拠とはならないとした。

すなわち、Yらの行為①のうち、隣接するグリッド間のずれ及び現代図とのずれの補正については、より正確な地図を作成するための作業であり、その性質上直ちに創作性のある表現を付加する行為とは認め難く、また、補正の内容によっては表現上の創作性を認める余地があるとしても、地図のどの部分にどのような補正を加えたかなど、補正の具体的内容は明らかでないとして、これにより表現上の創作性を付加したと認めることはできないとされた。

また、Yらの行為①のうち、文字情報の選択及び掲載については、その配置や文字のフォント、サイズ、色等の選択に独自の個性が現れていれば、表現上の創作性を付加したものとして原告の著作権を認める余地があるものの、初版の江戸図のどこに誰がどのような表現方法で何を掲載したかは、本件の関係各証拠上、明らかではないとされ、この点においてもYらが表現上の創作性を付加したと認めることはできないとされた。

さらに、Yらの行為②及び③の、改訂版及び本件江戸図の作成に際して変更を加えた行為については、利用者の指摘や関係者の調査を踏まえてより正確な地図にするために元の地図の地形や地名等を訂正するもので、表現上の創作性を付加するものとは断じ難く、また、個々の表現態様をみても、他の地図には見られない個性が現れているとはうかがわれないとされ、これらをもって表現上の創作性を付加したと認めることはできないとされた。



## 4. 2 争点(2) (本件明治図の著作権の帰属) について

以下のとおり、裁判所は、本件明治図について、原告の著作権を肯定した。

### (1) 事実認定

裁判所は、本件明治図の制作に関し、以下の事実を認定した(図1参照)。

1) 原告は、江戸明治東京重ね地図を企画し、明治図については明治時代に作成された地図等から下図を作成し、これに基づいてデジタル化し、江戸及び現代の地図を重ね合わせて表示できる地図を制作することとした。原告は、その制作費約5,000万円を自己資金及び第三者からの出資金で賄った。

原告は、本件明治図を制作するための下図の作成等を被告Xに依頼し、平成14年12月頃本件第2契約を締結した。本件第2契約には、①被告Xが、原告に対し、復元江戸図を使用して江戸明治東京重ね地図用のプログラムマスターを制作し、複製、頒布することなどを許諾する、②江戸明治東京重ね地図用のプログラムマスタ

ーの著作権法上の権利は原告に帰属する旨の規定がある。原告は、被告Xに対し、被告Xが後記作業をすることの対価として560万円を支払った。

また、原告は、本件明治図に係る下図をデジタル化するなどの作業を人文社に依頼することとし、人文社との間で、原告が人文社に本件明治図制作の作業を依頼すること、人文社は原告に成果物に係る権利を移転することを合意した。

2) 被告Xは、下図の一部(「本件色彩図」及び「本件文字図」)を作成し、人文社も、下図の一部を作成した。

3) 被告Xと人文社が作成した上記の下図を基に、本件明治図が制作された。

a. この際、被告Xは、建物の形状や配置、道路の形状、地名及び字界の訂正、地図記号の記載等について細部にわたる指摘をし、人文社はこれに応じてコンピュータ上での修正作業を行い、更にプリントアウトした地図について、被告Xが指摘をするという工程を数回繰り返し、地図データを制作した。ただし、被告Xは人文社に対し以上のような指摘をするにとどまり、

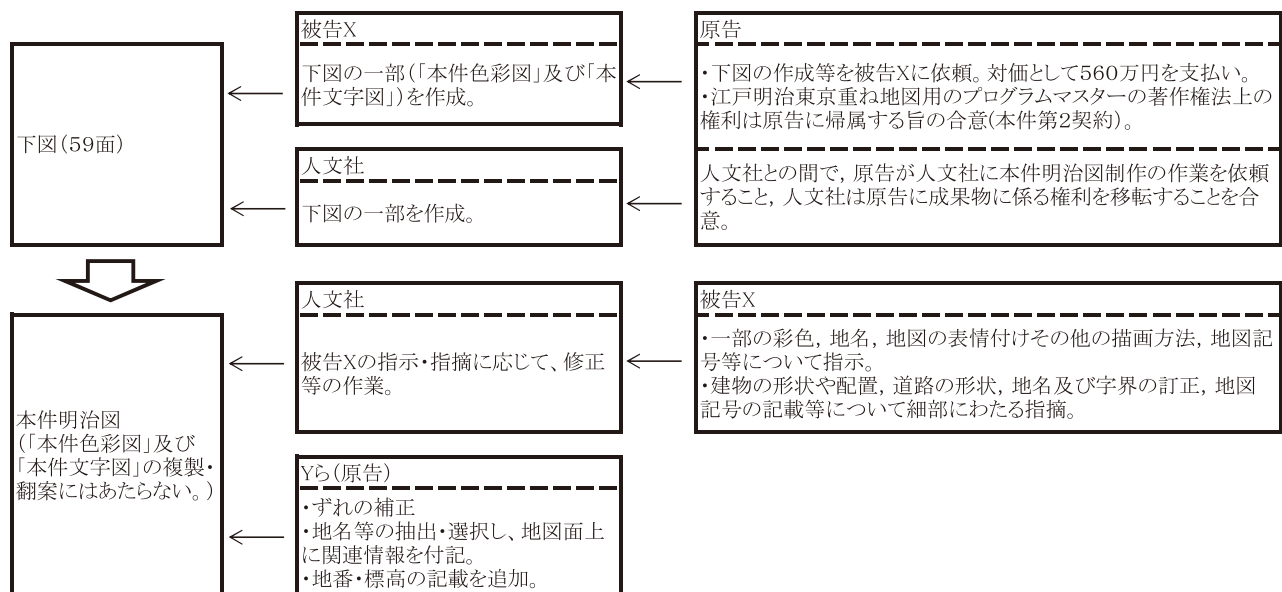


図1 本件明治図の制作に関する裁判所の認定

デジタル化された地図面上の記載を自ら修正、加筆等することはなかった。

b. Yないし原告の従業員は、本件明治図の制作において、次の作業を行った。

(a) 59面の地図をつなげるため隣接するグリッド間のずれの補正を行い、また、現代及び江戸時代の地図との重ね合わせを可能にするためこれらの地図とのずれの補正を行った。

(b) 資料から、地名、施設の情報を約1万7,600件抽出し、その中から正確な場所が判明し、明治時代の地図に盛り込む意義があると考えられる約9,800件を選択した。そして、このような情報を地図面上に青字で縦書きに記載し、また、邸宅名の右上により小さな文字で爵位を付記したり、施設名の右上に寄席、てんぷら(屋)等施設の種類を付記したりした。

(c) 街区の四隅等特定の場所に地番の記載を追加し、交差点の一部その他地図内の要所に標高の記載を追加した。

## (2) 著作権の帰属についての判断

上記の事実関係を前提として、裁判所は、以下のとおり、原告が本件明治図の著作権を有していると判断した。

まず、裁判所は、Yらが行った作業のうち、隣接するグリッド間等の補正については、本件江戸図の場合と同様に、創作的な表現を付加したと認められないとした。

一方、地名その他の情報及び地番等の記載については、地図に掲載すべき情報を独自の基準で選択した上で、その配置、文字の色、大きさ等にそれなりの工夫をして地図面上に記載したものであり、著作権の発生根拠となる創作的な表現行為に当たるといえることができるとし、原告に著作権が発生すると解した。

次に、人文社における作業については、人文社の担当従業員らが下図を基に地名その他の文字情報、地図記号等を地図面上に記載し、彩色

を施して本件明治図を完成させたものであり、下図と本件明治図を比較すると、本件明治図には本件色彩図とは色彩や地図記号の形、地形の表情付けにおいて異なる表現が用いられ、一見して全体から受ける印象が異なることから、本件色彩図に表現上の創作性が付加されたものと認められるとした。

そして、原告と人文社の間に人文社の権利を原告に移転する旨の合意があることから、人文社の担当従業員らによる成果については、原告に著作権が帰属すると解した。

なお、被告Xが細部にわたって繰り返し指示及び指摘を行い、これが地図面上の記載に反映されていることについては、実際の表現行為(コンピュータへの入力作業)は人文社の側で行ったのであり、これが被告Xの手足として行われたにすぎないとは認められないとし、上記の著作権の帰属に対して影響しないと判断した。

裁判所は、江戸明治東京重ね地図は原告が企画したものであり、その制作費用は原告の側が負担したこと、被告Xは、原告の依頼を受けて本件明治図の制作作業に関与し、対価を受領するとともに、江戸明治東京重ね地図に係る著作権法上の権利が原告に帰属する旨の本件第2契約を締結していることといった事情も考慮して、結論として、本件明治図についての著作権は原告に帰属すると判断した。

なお、被告は、本件明治図のうち本件色彩図及び本件文字図に対応する部分はこれらの図面の複製にすぎないと反論していた。これに対して、裁判所は、上記のとおり、本件明治図は、本件色彩図に表現上の創作性を付加したものと認められる等とし、本件明治図は複製とはいえないと判断した。

また、被告は、本件明治図が被告Xが作成した下図の二次的著作物であるとも反論していた。これに対して、裁判所は、本件明治図につき、本件文字図はもとより、本件色彩図の表現

上の本質的特徴を感得することができるとは認められない（のでこれらの二次的著作物にはあたらない）と判断した。

#### 4. 3 争点 (3) (本件各地図の著作権侵害の有無等) について

裁判所は、被告らが本件明治図を複製して江戸博に設置した行為につき、本件明治図に係る原告の複製権を侵害したものであるとし、50万円の損害賠償請求を認めた。

#### 4. 4 争点 (4) (原告に対する事業妨害の不法行為の成否) について

以下のとおり、裁判所は、事業妨害の不法行為についての原告の請求を棄却した。

原告は、被告らがヤフー等に対して虚偽の内容の通知書を送付したことにより本件使用許諾契約が期間満了により終了したため、本件使用許諾契約が継続されていれば原告が受領できたはずの金額相当の損害が発生したと主張した。

裁判所は、上記通知書には、江戸明治東京重ね地図に収録された地図データにつき原告がこれを第三者に利用許諾する権限を一切有しない旨の記載があったと推認されるので、虚偽の記載を含んでおり、被告Xの送付行為は違法であると解する余地があるとした。

もっとも、裁判所は、以下のとおり、因果関係及び損害の発生を否定し、事業妨害の不法行為についての原告の請求を棄却した。

「ヤフーは上記通知書を受領した後に本件サービスの提供を開始して3か月間これを継続しており、通知書の送付が本件サービスの提供の妨げになったとは直ちに認め難い。また、本件使用許諾契約には1年間の期間の定めがあり、更新拒絶事由を制限する規定もないところ、ヤフーは試験的に本件サービスを提供したというのであるから、本件使用許諾契約が当然に更新されることを前提とする原告の損害主張は、前

提を欠くというほかない。そうすると、被告Xによる通知書の送付と本件使用許諾契約の終了との間に因果関係があると認めることは困難であって、通知書の送付により原告主張の損害が発生したと認めることはできない。」

## 5. 検 討

### 5. 1 地図の著作物性について

著作権法2条1項1号において、著作物とは、「思想又は感情を創作的に表現したものであつて、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するものをいう。」と定義されている。

そして、著作物を例示する著作権法10条1項のうち、6号には、「地図又は学術的な性質を有する図面、図表、模型その他の図形の著作物」と規定され、地図が著作物たりうることが明らかにされている。

このような地図の著作物性について、富山地裁昭和53年9月22日判決（富山住宅地図事件）<sup>1)</sup>では、以下のように判示されている。

「一般に、地図は、地球上の現象を所定の記号によつて、客観的に表現するものにすぎないものであつて、個性的表現の余地が少く、文字、音楽、造形美術上の著作に比して、著作権による保護を受ける範囲が狭いのが通例ではあるが、各種素材の取舍選択、配列及びその表示の方法に関しては、地図作成者の個性、学識、経験等が重要な役割を果たすものであるから、なおそこに創作性の表出があるものといふことができる。そして、右素材の選択、配列及び表現方法を総合したところに、地図の著作物性を認めることができる。」<sup>2)</sup>

同様の判示は、東京地裁平成13年1月23日判決（ふいーどわーく多摩事件）<sup>3)</sup>や、東京地裁平成20年1月31日判決（土地宝典事件第一審）、知財高裁平成20年9月30日判決（同事件控訴審）にも見られる。



## 5. 2 本件での著作権者の認定について

本件判決では、本件江戸図については原告は著作権を有しないとされ、他方、本件明治図については原告が著作権を有するとされた。

### (1) 本件江戸図の著作権の帰属について

本件江戸図については、原告関係者が行った作業である、ずれの補正、文字情報の選択、元の地図の地形や地名等の訂正などは、地図をより正確にするためなどの作業であって、独自の個性が現れていると認められないなどとされ、したがって、新たに表現上の創作性を付加したものは認められないため、著作権取得の根拠とはならないとされた。

著作権法は創作的表現を保護するものであるため、創作性を有しない作業の結果物については、著作権は発生しない。

地形や地名などは、土地上に実物が客観的に存在する（あるいは、過去に存在していた）ものであるから、ずれを補正したり、誤りを訂正して、より正確にする行為には、表現中に個性が現れる余地がほとんどないだろう。

したがって、本件判決の結論は、妥当なものと思われる。

### (2) 本件明治図の著作権の帰属について

本件明治図については、(i) 被告Xが作成した下図の一部（「本件色彩図」及び「本件文字図」）に基づいて制作されたものであるものの、その複製でも翻案でもないと認定され、かつ、(ii) 被告Xが細部にわたって繰り返し指示及び指摘を行い、これが地図面上の記載に反映されていることについては、実際の表現行為（コンピュータへの入力作業）は人文社の側で行ったのであり、これが被告Xの手足として行われたにすぎないとは認められないとされたことなどにより、著作権が、被告Xではなく、原

告に帰属するという結論となった（図1参照）。

1) この点、(i) の複製・翻案の成否に関連して、前述の富山地裁昭和53年9月22日判決（富山住宅地図事件）では、「新著作が他人の著作物を基本として作成された場合であつても、そこに独自の創作性が加えられた結果、通常人の観察するところにおいて、旧著作の著作物としての特徴が、新著作の創作性の陰にかくれて認識されないときは、新著作は単なる複製でも二次的著作物でもなく、他人の著作物の自由な利用により創作された独自の著作物であると認められ、著作権侵害とならないというべきである。この場合、模範として利用された旧著作の独自性が顕著であればあるほど、新著作中に化体された精神的業績が高度であることが、新著作を独立の著作物として保護するため必要とされるが、旧著作が個性的表現の僅少なものであれば、これに対する著作権による保護は厳格に限定されねばならないから、新著作の著作物としての独自性は認められ易くなるといえる。」と判示された。

本件判決では、富山住宅地図事件判決のこの判示部分は引用されていないが、本件明治図は、富山住宅地図事件判決でいうところの、「旧著作の著作物としての特徴が、新著作の創作性の陰にかくれて認識されないときは、新著作は単なる複製でも二次的著作物でもなく、他人の著作物の自由な利用により創作された独自の著作物であると認められ、著作権侵害とならない」と判断されたと解することもできよう。

また、複製・翻案の成否に関して、美術の著作物に関する判例ではあるが、京都地裁平成7年10月19日判決（アンコウ行灯事件）<sup>4)</sup>では、「著作権侵害行為は、既存の著作物を利用してある作品を作出する場合に成立するが、その利用の態様としては、①既存の著作物と全く同一の作品を作出した場合、②既存の著作物に修正増減を加えているが、その修正増減について創作性



本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

が認められない場合、③既存の著作物の修正増減に創作性が認められるが、原著物の表現形式の本質的な特徴が失われるに至っていない場合、④既存の著作物の修正増減に創作性が認められ、かつ、原著物の表現形式の本質的な特徴が失われてしまっている場合が存在する。そして、著作権（著作財産権）との関係からいえば右①②の場合は著作権中の複製権（著作権法二一条）の侵害であり、右③の場合は著作権中の改作利用権（同法二七条）の侵害であり、右④の場合には、全く別個独立の著作物を作成するものであって、著作権侵害を構成しない。」と判示された。

この判示を図示すると、図2のようになる。

本件各地図と、その元となった地図との関係についてみると、本件江戸図は、アンコウ行灯事件判決の②の場合（「既存の著作物に修正増減を加えているが、その修正増減について創作性が認められない場合」）にあたり、本件明治図は、アンコウ行灯事件判決の④の場合（「既存の著作物の修正増減に創作性が認められ、かつ、原著物の表現形式の本質的な特徴が失われてしまっている場合」）にあたりと解することもできよう。

2) また、前記(ii)の、被告Xが人文社に対して指示した行為について著作権の発生が認められなかった点については、旧著作権法の事

案ではあるが、以下のような、地図の著作物の関連判例がある<sup>5)</sup>。

まず、刑事事件ではあるが、東京高裁昭和46年2月2日判決（地球儀用世界地図事件）<sup>6)</sup>では、次のように判示され、製図者Kではなく、編図者Iが単独の著作権者と判断された。

「(一) Iは、編図に当り、経線及び緯線に付ては、単に機械的に線を引けば良いから、Kに特に指示をしなかったが、半島、岬、島嶼、河川、湖沼に付ては、自己の独自の体系に従って取捨選択したものを原稿図に記入して之をKに交付し、海岸線、陸地線に付ては、本件地図の縮尺に応じ、自己の主観を採り入れ、表現の強調の仕方に独自の工夫を凝らした原稿図をKに交付し、之をなぞって製図すべき旨指示し、同人の修正を許さず、海流及び海深に付ては、最新の資料に基づき取捨選択し且之を読み取り易く表現することに創意工夫を凝らした原稿図をKに交付し、国名に付ては、自己の独自の体系に従って統一したものを英語のフルタイトルを以て表示した地名原稿を作成してKに交付し、国別の色の選択、色の数及び配色は、自ら之を考案して決定、指示し、Kの裁量を認めず、都市名、その他の地名に付ても、右と同様の地名原稿を作成してKに交付し、文字の大小及び書体に至る迄同人に指示し、同人から疑問を提起されれば一々之に回答を与え、鉄道線路、航路

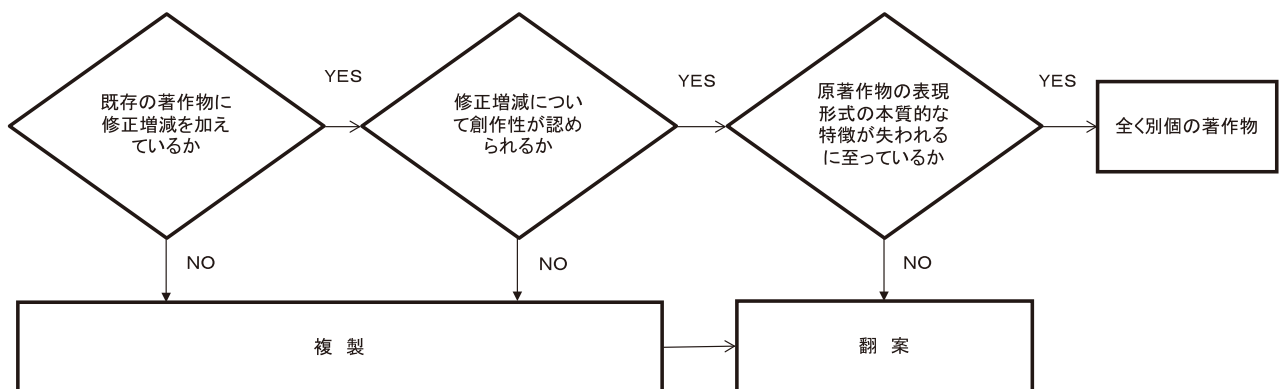


図2 複製・翻案の成否

及び航空路線に付ては、自己が包懐する交通地理学的基礎に立ち、各種資料に基づき取捨選択して作成した交通路線図をKに交付する等、地図の重要な基本的部分に付ては、自己の判断と責任とに於て、Kに対し具体的指示を与え、その指示通りに製図すべき旨要求し、斯くして同人が作成した製図原図に対しては定型的な事項に至る迄悉く自ら手を加えて詳細な校正を行い、以て最終的製図原図の仕上を為し、

(二) Kは、製図者として通常認められる或程度の裁量を用うる他は、専ら製図者としてIの叙上具体的指示通りに機械的且技術的に製図原図を作成するという、Iの謂わば補助者の立場に於て製図作業を担当したに止まり、I及びKの各担当分野は截然区別されていたこと、が夫々認められ、記録を精査し且当審に於ける事実取調の結果に鑑みても叙上認定を左右するに至らない。

してみれば、原判示I地図は、専ら編図者Iの精神的労作に基づく同人の著作物に該当し、その著作権はI唯一人に存し、製図者Kはその著作権者ではない旨論定した原判決の認定は洵に正当である。」

他方、東京地裁昭和39年12月26日判決（東京高速パノラマ地図事件）<sup>7)</sup>では、次のように判示され、指示・注文をした原告（出版社）ではなく、原画を作成した画家Iが著作者であると判断された。

「原告は、原告の地図は、原告が画家Iの協力を得て、みずから著作したものである旨主張するが、これを認めるに足る適確な証拠はない。もつとも、…原告は、…、高速道路を中心にパノラマ式の東京の地図を製作し、原告発行の国際写真情報に掲載する企画を立てたこと、その企画に基づき、原告の編集部員が首都高速道路公団広報課において、道路計画及び立体交叉の模型を調査し、道路の主要部分を空中撮影するなどして資料の蒐集に努めたこと、…原告の編

集長が、画家Iに地図の製作を依頼したが、その際、地図に入れるべき主要道路（たとえば、放射線及び環状線）、建物及び施設等（たとえば、東京駅、東海道新幹線、東京タワー、国会議事堂、明治神宮、モノレール及び羽田東京国際空港）を指定し、森や河川は着色するよう注文し、かつ、前掲写真及び東京の五十万分の一の地図を提供したこと並びに原告の編集部員及びカメラマンがIを案内し写真を見ただけでは解りにくい箇所を踏査したことを認めることができるが、これらの事実だけから、直ちに、原告の地図が原告の著作にかかるものであるとすることは、著作物の性質上、はなはだ困難というべく、かえつて、前掲証拠によれば、Iは、原告から提供された前記各資料と踏査の結果に基づき、原告の指示、注文したところをできるだけ画面にとり入れ、その意図にそうよう努めつつも、これを図形、図柄により具体的に表現するに当つては、その画家としての芸術的な感覚と技術を駆使して、みずからの創意と手法とにより、原告の地図の原画を製作したものであること、したがつて、原告の地図は、Iの創作にかかる精神的作品であることを窺うことができるから、原告の前示主張は理由がないものというほかはない。…叙上のおり、原告が、原告の地図の著作者であるとは認めることができない」

本件判決では、被告Xの指示行為について、「なお、人文社における作業に当たっては、被告Xが細部にわたり、繰り返し指示及び指摘を行い、これが地図面上の記載に反映されているということが出来るが、実際の表現行為（コンピュータへの入力作業）は人文社の側で行ったのであり、これが被告Xの手足として行われたにすぎないとは認められない。そうすると、被告Xの指示等があったことは著作権の帰属につき上記のように解することの妨げにならないというべきである。」と判断された。

判決は、「実際の表現行為（コンピュータへ

の入力作業)は人文社の側で行った」としている。しかし、コンピュータの入力作業というだけで創作性が認定されるものではないであろう。また、仮に、人文社の作業が「被告Xの手足として行われたにすぎないとは認められない」ものであり、人文社の創作性が認められるとしても、被告Xの細部にわたる複数回の指示が創作的寄与を有している場合には、本件明治図は両者の共同著作物(著作権法2条1項12号)となる余地がある。その場合、被告Xは共有著作権の共有者の一人となるが、被告X及び被告会社が共同して、他の共有者(原告)との合意なく複製した行為は違法となり<sup>8)</sup>、原告は、共有持分(2分の1と推定される。民法264条、250条。)に係る損害賠償を請求することができることになると解される<sup>9)</sup>。

このように、複数の者が著作物の制作に関わった場合の著作権の帰属については、いずれか一人が単独で著作者となる場合のほか、共同著作物となる場合もあるので<sup>10)</sup>、この点の認定については、判決はもう少し詳しく記載すべきであったように思われる。

### 5.3 不法行為(民法709条)の成立要件について

(1) 本件で、原告は、本件江戸図と本件明治図の著作権侵害の不法行為に基づく損害賠償請求のほかに、虚偽の通知書の送付行為が原告の事業の妨害であるとして、不法行為に基づく損害賠償請求をしていた。しかし、本件判決では、因果関係及び損害の発生が認められないとして、事業妨害の損害賠償請求が棄却された。

この点、不法行為に関する民法709条には、「①故意又は過失によって②他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した者は、③これによって生じた④損害を賠償する責任を負う。」と規定されている。したがって、不法行為に基づく損害賠償請求をするためには、①故意・過失、

②権利・利益侵害、④損害の発生、のほかに、③因果関係(①によって④がもたらされたこと)を証明する必要がある<sup>11)</sup>。

要件①の権利・利益侵害に関して、他人の営業活動を妨害することは、財産的利益の侵害となり得る<sup>12)</sup>。本件判決でも、通知書が虚偽の記載を含んでいることから、「被告Xの送付行為は違法であると解する余地がある。」とされており、①の要件は満たされたものと解し得る。

他方、要件③の因果関係の意義については様々な解釈があるが、通常は、少なくとも、「あれなければこれなし(conditio sine qua non)」という条件関係(事実的因果関係)が必要で、さらに相当な範囲に限定される(相当因果関係)とされる。

本件では、被告らがヤフー等に通知書を送付した行為と、本件使用許諾契約の終了による損害との間の、「あれなければこれなし」という条件関係が証明されなかったため、不法行為の請求が棄却されることになったものと解される。

(2) また、本件では、原告は、被告らが虚偽の通知書を送付した行為について、本件使用許諾契約が継続されていれば原告が受領できたはずの金額相当の損害(年額200万円)のみ、主張していたようであり、これが認められなかったことは上述のとおりである。

不法行為の主張に関しては、虚偽の通知書の送付によって、原告の信用棄損による損害が発生した旨もあわせて主張していれば、わずかではあれ、損害賠償請求が認められた可能性はあるように思われる。

不正競争防止法2条1項14号<sup>13)</sup>に関する事案ではあるが、東京地裁平成18年9月26日判決では、被告が、P社等に対して、原告はキュービターの著作権を有していないと理解される虚偽の事実を告知した行為について、原告がP社からの申込みが撤回されることなく使用許諾契約を



締結した場合に得られたであろうミニマムロイヤルティの一部である50万円の逸失利益のほか、信用棄損による損害として30万円の賠償請求が認められた。

## 6. おわりに

本件訴訟上では、プリントアウトされる地図の著作物としての本件各地図の著作権の帰属等が争われた<sup>14)</sup>。もっとも、実際には、本件各地図は、データとしてDVD-ROMに収録されて、原告により発行されていた。

現在、カーナビやスマートフォン向けなどのデジタル地図の分野が発展している。これらの分野でも、従来の紙の地図に関する判例や、本件判決などを参考にして、契約等により自らの著作権法上の保護を確保しつつ、他者の権利を侵害しないように、注意していく必要があると考える。

自らの著作権法上の保護を確保するためには、著作権が発生し得る作業を委託・受託する際に著作権について契約上明記<sup>15)</sup>することは当然として、その際には、①成果物に著作物性が認められ得るか、②だれが著作者となり得るかの視点が重要である。①については、著作物性がなければそもそも著作権は発生しないところ、地図については、一般には個性的表現の余地が少ないので保護を受ける範囲は狭いが、各種素材の取捨選択、配列及びその表示の方法に創作性が現れていれば、著作物性が認められ得る。また、②については、複数人が制作に関わる場合には、だれが著作者になり得るか<sup>16)</sup>を検討の上、著作者と認められる可能性がある者から、最終的に意図する権利者に、著作権が順次移転されることを担保できるような契約が必要である。例えば、委託者が細かい指示をして、受託者が全く裁量の無い機械的な作業をするような場合には、受託者は著作者とならないであろうが、受託者に多少なりとも裁量の余地があ

る場合には、後日の紛争防止のため、契約上の手当てをしておくべきである。

他者の権利を侵害しないようにすることについては、事業を行う上でのリスクを完全にゼロにすることは難しいが、以下のような点に注意すべきである。すなわち、地図については、客観的事実を正確に記載したに過ぎない部分など、創作性がない部分については著作物性がなく、著作権侵害にもならないが、各種素材の取捨選択、配列及びその表示の方法に創作性が現れていたり、個々の表現態様に他の地図には見られない個性が現れている場合に、これを複製・翻案等することは、著作権侵害になり得る。例えば、デジタル地図の制作において、他社の地図を参考にする場合には、その参考にする部分についての創作性の有無を評価し、他社の創作性のあり得る部分については、その「表現形式の本質的な特徴を直接感得」させないように（複製・翻案にならないように）変更する必要がある。

## 注 記

- 1) 評釈として、清水幸雄、著作権判例百選（第3版）、pp.38～39（2001）有斐閣。
- 2) なお、この事件は、住宅地図に関するものであり、本文に引用した地図一般に関する判示に加えて、「住宅地図においては、その性格上掲載対象物の取捨選択は自から定まつており、この点に創作性の認められる余地は極めて少いといえるし、また、一般に実用性、機能性が重視される反面として、そこに用いられる略図的技法が限定されてくるといふ特徴がある。従つて、住宅地図の著作物性は、地図一般に比し、更に制限されたものであると解される。」と判示された。
- 3) 評釈として、佐藤恵太、著作権判例百選（第4版）、pp.22～23（2009）有斐閣。
- 4) 評釈として、土門宏、著作権判例百選（第3版）、pp.124～125（2001）有斐閣。
- 5) 著作物一般について、複数の者が制作に関わった場合の著作者の認定や共同著作物の成否につ



いては、多くの判例の蓄積がある。例えば、著作権判例百選（第4版）、pp.60～67（2009）有斐閣。

- 6) 評釈として、千野直邦、著作権判例百選、pp.24～25（1987）有斐閣。
- 7) 評釈として、松川実、斉藤博、著作権判例百選、pp.106～107（1987）有斐閣。
- 8) 著作権法65条2項に、「共有著作権は、その共有者全員の合意によらなければ、行使することができない。」と規定されている。
- 9) 共有著作権の共有者の1人の、他の共有者に対する損害賠償請求が認められた事例として、大阪地裁平成14年12月10日判決がある。
- 10) 事案によっては、結合著作物、二次的著作物や職務著作が問題となる場合もある。
- 11) 内田貴、民法Ⅱ（第2版）債権各論、p.311（2007）東京大学出版会。
- 12) 内田貴、民法Ⅱ（第2版）債権各論、p.356（2007）東京大学出版会。
- 13) 不正競争防止法2条1項14号は、不正競争の類型として、「競争関係にある他人の営業上の信用を害する虚偽の事実を告知し、又は流布する行為」を規定する。  
そして、同法4条本文では、損害賠償について、「故意又は過失により不正競争を行って他人の営

業上の利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責めに任ずる。」と規定する。『逐条解説不正競争防止法（平成23・24年改正版）』（経済産業省知的財産政策室編著、2012）有斐閣、111ページには、不正競争防止法4条は、不正競争による営業上の利益の侵害が民法709条の要件を充足することを確認的に規定したものであると記載されている。

- 14) 本件判決中に、以下のように明記されている。「なお、本件各地図はDVD-ROMに収録されたものであるが、パソコンの画面に表示され、プリントアウトされる地図の著作物（著作権法10条1項6号）としての創作過程及び著作権の帰属等が争われている。」
- 15) 著作権を譲渡する場合には、著作権法27条及び28条の権利について、特に明記する必要がある（著作権法61条2項）。  
また、著作者人格権の不行使についても、明記しておくべきである。
- 16) 職務著作の要件を満たす場合には、法人等が著作者となり、著作権が原始的に法人等に帰属する。著作者人格権も、法人等に帰属する（著作権法15条）。この点は、現行特許法においては職務発明の場合にも発明者が自然人に限られるのと異なる。

別表1 本件の経緯（前提事実）

	原告	被告X	被告会社
平成6年10月頃		被告Xが制作に関与した江戸時代の東京の地図を現代の東京の地図に重ね合わせた「復元江戸図」が、朝日新聞社発行の「復元江戸情報地図」と題する書籍に掲載された。	
	復元江戸図を利用して江戸時代と現代の東京の地図を重ねて表示することのできるパソコン用の地図ソフトウェアを開発することを計画した。		
平成11年10月18日			MMCAと被告会社は、被告会社がMMCAのために、江戸時代と現代の地図を重ね合わせる地図ソフトウェアを制作することを請け負う旨の開発請負契約を締結した。
平成12年4月			MMCAに対し、地図ソフトウェア「江戸～東京デジタルマップ」（「MMCA版」）を納品した。
平成13年7月1日頃	江戸東京重ね地図（初版）を発行した。		被告会社が、①復元江戸図の版下データ又はその下図と、②被告Xが制作した下図をコンピュータに取り込んで作成したベクタデータを用いて、江戸東京重ね地図の江戸図を作成した。
平成14年11月1日	被告Xが原告に対し、平成13年6月1日から5年間、原告が復元江戸図を江戸東京重ね地図に使用することを許諾することなどを内容とする契約（「本件第1契約」）を締結した。		
平成14年12月1日	被告Xが原告に対し、平成14年12月1日から5年間、原告が復元江戸図を江戸明治東京重ね地図に使用することを許諾することなどを内容とする契約（「本件第2契約」）を締結した。		
平成15年10月頃	江戸東京重ね地図（改訂版）を発行した。		
平成16年3月17日	原告と財団法人東京都歴史文化財団は、原告が東京都江戸東京博物館（「江戸博」）に江戸時代及び明治時代の地図を設置することを内容とする委託契約（「本件委託契約」）を締結した。		
平成16年7月頃	江戸明治東京重ね地図を発行した。	本件明治図は59面に分割して制作され、そのうちの29面は被告Xが作成した下図を、19面は株式会社人文社が作成した下図を用いて制作された。残りの11面の下図は、当初は人文社が作成したが、その後被告Xが作成し直した。	
平成18年5月1日	原告及び人文社は、ヤフー株式会社の子会社である株式会社アルプス社との間で、原告が著作権を有するとされる本件各地図のデータを提供することを内容とするデータ使用許諾契約（「本件使用許諾契約」）を締結した。		
平成18年12月頃まで		ヤフー、人文社及びアルプス社に対し、人文社が本件使用許諾契約に基づき提供したデータにつき原告が何らの権利も有していないという内容の通知書を送付した。	
平成19年1～3月	ヤフーは、3か月間、本件各地図のデータを利用した「Yahoo!古地図」という名称のサービス（「本件サービス」）を提供した。		
平成19年3月頃		原告が設置した上記の本件明治図の拡大版の代わりに、被告らを著作権者と表示した明治時代の地図を江戸博に設置した。	

（原稿受領日 2014年12月31日）